

令和5年4月17日(月)

【照会先】

宮崎労働局労働基準部賃金室

賃金室長 中玉利 浩治

室長補佐 宮崎 友親

(代表電話)0985(38)8825

(直通電話)0985(38)8836

報道機関 各位

## 宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃の改正

～ 引上率は20.0% ～

宮崎労働局(局長 坂根 登)では、宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃(平成13年宮崎労働局最低工賃公示第1号)について、宮崎地方労働審議会(会長 有馬 晋作)の答申を踏まえ、改正手続きを進めておりましたが、本日、官報に公示掲載されましたので、30日後の令和5年5月17日から改正されます。

改正の内容は、最低工賃額を14の工程の16の規格について、それぞれ50銭～21円30銭(引上率20%)引き上げることとしています(別表のとおり)。

宮崎労働局では、宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃の改正について、各種広報を行い、関係者の皆様に対してご理解とご協力をお願いするとともに、発効日以降の最低工賃額を下回る契約は無効となりますので、引き続き家内労働法の周知に努めてまいります。

[参考条文] 家内労働法第10条

厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときはその決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

## 1 宮崎県の最低工賃

宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃

平成13年 5月 1日改正  
(昭和58年 5月 9日新設)

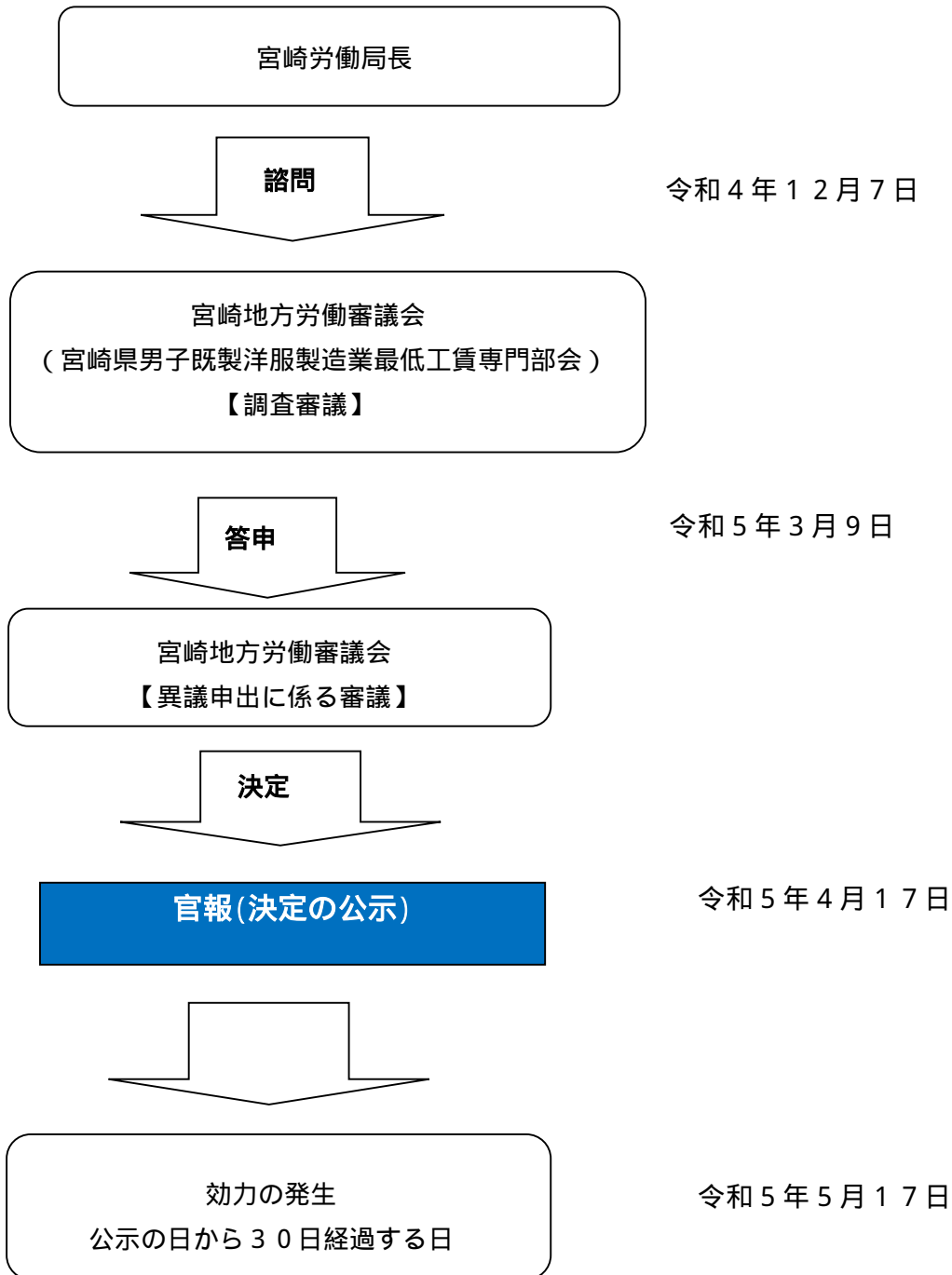
宮崎県内燃機関電装品製造業最低工賃

令和元年 5月16日改正  
(平成 3年 5月16日新設)

宮崎県婦人既製洋服製造業最低工賃

令和 4年 4月18日廃止

## 2 宮崎県最低工賃改正の流れ



## 宮崎県男子既製洋服製造業最低工賃引上げ表

工 程	規 格	金額備考	現行最低工賃額 (平成13年5月1日発行)	改正後最低工賃額 (令和5年5月17日発行)
			金 額	金 額
襟表まつり (上襟付けまつり)	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(30センチメートル)につき	25円	30円
襟裏まつり (下襟からげまつり)		1枚(7.5センチメートル×2)につき	13円60銭	16円
肩裏まつり		1枚(17センチメートル×2)につき	20円10銭	24円
そで付け裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上で、星針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚(80センチメートル×2)につき	105円70銭	127円
そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(32センチメートル×2)につき	40円80銭	49円
身返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に5針以上のもの	1枚(70センチメートル×2)につき	44円50銭	53円
すそ裏角まつり (前裏すそ角まつり)	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(18センチメートル)につき	11円90銭	14円
背すそまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上のもの	1枚(20センチメートル×2)につき	23円	28円
わき裏角まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上のもの	1枚(22センチメートル)につき	14円20銭	17円
ベントまつり		1枚(10センチメートル)につき	4円50銭	5円
ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき	3円80銭	5円
背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1.5センチメートルのもの	1枚につき	9円	11円
ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足付きで、根巻き4回以上のもの	1個につき	9円20銭	11円
	小ボタン(4つ穴)で根巻きなしのもの	1個につき	4円80銭	6円
糸くず取り	毛しんタイプのもの	1枚につき	52円10銭	63円
	接着しんタイプのもの	1枚につき	30円90銭	37円

